

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、児童が学ぶ楽しさを味わうことのできる授業づくり、人間関係づくりを重視した学級経営等の未然防止の取組や、毎学期の個人面談週間や週1回の生活アンケート、保護者対象の子ども見守りアンケートの実施等の早期発見の取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。

「集団があればいじめは存在しうるものであり、見逃している可能性がある」という前提に立ち、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」「平生町いじめ防止基本方針」を参照して「平生小学校いじめ防止基本方針」を定める。

## I いじめの防止等のための基本的な方針に関する事項

### 1 いじめとは

#### いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

## 2 いじめの防止等に係る基本的考え方

### (1) いじめの未然防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

### (2) いじめの早期発見

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会と情報共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

### (3) いじめの早期対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して速やかに、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない(学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る)。

### (4) 家庭や地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校評議員等と積極的に協働を図る。

### (5) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、町教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

## II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する事項

#### (1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「校内いじめ対策委員会」を置き、既存の「生徒指導部会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

#### ○校内いじめ対策委員会

年間2回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

#### ・ 構成

校長、教頭、PTA会長、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、関係担任、必要に応じてSC、SSWや

## 外部指導者

### ・ 役割

#### 【未然防止】

◇ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

#### 【早期発見・早期対応】

◇ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◇ いじめに係る情報があった時の緊急会議を開催、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

◇ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

#### 【「学校基本方針」に基づく各種取組】

◇ 「学校基本方針」に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

◇ いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

◇ 「学校基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「学校基本方針」の見直しを行う役割

## ○生徒指導部会等

月1回の定例会議、事案発生時の緊急会議等

### ・ 構成

生徒指導主任、生徒指導担当教員

※ 必要に応じ、教育相談担当、学年主任、当該学級担任等を加える。

### ・ 役割

◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有

◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、関係児童への生徒指導 等

◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施

◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

## (2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

## (3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、児童が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、児童の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動等、社会奉仕体験活動の取組を充実する。

## 2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

## 未然防止（いじめの予防）

### （1）生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 全ての教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめ問題に対して適切に対応できるよう、積極的に年に複数回のいじめの問題に関する校内研修会を実施する。
- ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるよう、教育相談体制の充実に一層努めるとともに、日記や生活アンケートを活用するなどの取り組みを行い児童理解に努める。
- ・ 小中の切れ目のない支援体制を構築するため、小中連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。
- ・ 「発達障害を含む、障害のある児童」や「海外から帰国した児童や外国人の児童」、「性同一性障害等に係る児童」、「被災児童」等の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得ることなど、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

### （2）教育活動全体を通じた取組

- ・ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や児童の主体的な活動を推進する。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 児童が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動、クラブ活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、AFPY（県独自の体験学習法）を活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。

### （3）「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善

いじめの防止等の取組について、「学校基本方針」の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画どおり進んでいるかどうかの確認など、日常的に評価・検証・改善していくことが求められる。このため、当該委員会に児童の様子等（観察による見取り、生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、速やかにすべての教職員に情報共有が図られる体制づくりが欠かせない。学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

### （4）学校評価による評価・検証・改善

「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

### （5）家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校評議員、青少年健全育成協議会、町内生徒指導委員会等の関係団体や警察等の関係機関と

協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。

- ・ 児童の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

#### **早期発見**（把握しにくいいじめの発見）

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

##### **【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ**

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの

##### **【レベル2】 教育課題としてのいじめ**

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの

##### **【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ**

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの

\*また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

本校では、いじめの早期発見に対する7つの手立てを講じる。

(1) 観察Ⅰ（机を離す、給食の配膳をもらうのを避ける、ひやかす、ものがなくなる・壊されるなど）  
日常的な観察により発見する。

(2) 観察Ⅱ  
常日頃から学年部で児童を観察し、複眼的な視点で見守る。

(3) アンケート（具体的場面をもとに、丸付けだけで記入できるもの）  
①生活アンケート（毎週1回実施）②教育相談アンケート（学期に1回実施）

(4) 「いじめ110番システム」の確立

いじめを見聞きしたら、匿名でよいから学校へ知らせる。受付は、事務、教頭、校長。

本校にある『いじめ110番システム』の設定経緯と内容の周知徹底を家庭・地域に対して行う。

a) 本システム設定の経緯

いじめを受けている児童は、本人の口から担任やその他の教師に相談しにくい状況が想定される。第三者の周りの目からの情報をキャッチすることにより、複眼的な視点でいじめを発見するために本システムを設定した。また、第三者の目が作用しているということは、いじめの抑止力にもなり得る。

b) 本システムの内容

いじめを見聞きしたら、匿名でよいから学校へ知らせる。受付は、事務、教頭、校長。直接言ってもいいし、手紙でもよい。学校でいいにくければ、家に帰ってから電話で伝えてもよい。その際、名前を名乗らなくても情報を伝えるだけでもよい。

## (5) 調査

a) 一人でいることが多い児童の調査

b) 保健室の利用状況からの調査

週に3回以上、怪我の治療や頭痛、腹痛などの理由で保健室を利用した児童がいる場合、原因が「いじめではないか」という視点で、学年と養護教諭で話し合う。

c) 欠席数からの調査

・ 毎月末の出欠統計で連続3日以上欠席の場合(入院等の場合は除く)、原因が「いじめではないか」という視点で、学年と養護教諭で話し合う。

・ 4月からの欠席合計が10日目、20日目、30日目の際に、原因が「いじめではないか」という視点で、学年と養護教諭で話し合う。

## (6) 面談(教育相談など)

→学期に一回実施する。

## (7) 児童自身・保護者・地域の方からなどの訴え

→不定期、この場合即対応する。

## 早期対応 (現に起こっているいじめへの対応)

以下の手順に従って、いじめの解決に向けた取組を開始する。

### (1) いじめが分かったときの報告

担任はすぐに学年主任に相談し、教頭に報告する。

\*いじめ対策委員会(校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、該当学年主任、担任等)

### (2) 方針の決定

当該児童が「いじめ」を重く受け止めていたり、「いじめ」が頻繁に行われていたりする場合など、組織的な対応が必要な場合は、直ちに会議を開き、方針を決め活動を開始する。

→担任は保護者・職員に何をするかを報告する(職員に周知する。)

### (3) 改善がみられない時の対応

5日以上たっても改善が見られないときは、別途具体的方針をたてる。

→担任は保護者・職員に何をするかを報告する(職員に周知する。)

### (4) いじめの解決の最終決定

「問題」が発生したら、「解決」を確認するまで、追求する。

「解決」の確認には校長があたる。→担任が保護者・職員に報告。

### (5) いじめ解決後の追指導

いじめは1回2回の指導ではなくなる可能性があることを認識して指導にあたる。

1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後と継続して、いじめられていた児童と保護者に最近の様子を聞く。

### (6) 地域・関係機関との連携

日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」(平成16年4月施行)による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」(平成22年11月策定)に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

## ◇いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- \* 児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

(1) 重大事態の判断について

暴力行為や不登校等の事案が、上記の重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童や保護者等から町教委が情報収集し、事実関係を整理した上で、「問題対策連絡協議会」において判断する。よって、学校において重大事態及び疑わしき事案である場合には、速やかに事態発生について町教委に報告し、指導を受ける。

また、児童・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして町教委へ報告する。

(2) 重大事態への対応について

重大事態への対応については、町教委による「問題調査委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行い、いじめの全容解明と早期対応を行う。

また、学校は調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた児童・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。

(3) 留意事項について

「問題調査委員会」による調査を実施する際には、学校は、積極的に資料を提供するとともに、質問紙調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、真摯に向き合う。

なお、重大事態が起こった場合は、児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。

いじめの重大事態については、県方針、町方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応する。

### Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

策定した学校いじめ防止基本方針は、HPへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしたり、入学時や各年度の開始時において児童、保護者等に説明を行ったりするなど、学校いじめ防止基本方針の周知・啓発に努める。

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTA育成委員会の活動に「いじめ対策」を盛り込むとともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

#### (1) 本校の相談窓口

平生小学校	Tel	0820-56-2015
	e-mail	eshirao@town.hirao.lg.jp

#### (2) 関係機関等の相談窓口

○ 24時間子供SOSダイヤル（やまぐち子どもSOSダイヤル）	0120-0-78310
○ こどもの人権110番（山口地方法務局）	0120-007-110
○ いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1202
○ サイバー犯罪対策室（山口県警本部）	083-922-8983
○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部）	0120-49-5150
○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1240
○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）	083-933-4531
○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）	soudan@center.ysn21.jp

#### 平成30年度平生小学校いじめの防止等に向けた年間計画

月	職員会議等	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全委員による会議① （年度方針・計画作成） 全教職員共通理解	地区児童会	学校いじめ防止基本方針の通知 生活環境票の作成 PTA総会 個人懇談会（希望者）	
5	校内研修① （いじめ・児童理解）	社会見学（1～4年） 修学旅行（6年）	家庭訪問 参観日 保護者会（全学年） 個人懇談会（希望者）	
6	第1回いじめ防止対策委員会	教育相談旬間①（全学年） 宿泊体験学習（5年）	日曜参観日 PTA役員会	学校運営協議会



7	取組状況検討会① (アンケート結果集約・情報共有) 校内研修②(特別支援教育) 第2回いじめ防止対策委員会		学校だより 保護者アンケート① 学期末保護者会 (保護者懇談会)	平生町生徒指導委員会 町内パトロール (平生町青少年育成センター)
8	校内研修③ (カウンセリング) 校内研修④ (情報モラル)		町内パトロール PTA 役員会	町内パトロール (中学校、高校、警察、 平生町青少年育成センター)
9	行事企画・運営	秋季大運動会(全学年)	運動会	
10	いじめ防止・根絶キャンペーン いじめ防止・根絶に向けた取組状況の点検	いじめ防止・根絶キャンペーン ふれあい遠足(全学年) 社会見学(5年)	いじめ防止・根絶キャンペーン 参観日 PTA研修会 個人懇談会(希望者)	
11	校内研修④ (情報モラル教育)	教育相談旬間②(全学年) 持久走大会(全学年) ケータイ安全教室(5年)	PTA役員会 参観日	平生町青少年健全育成大会 平生町生徒指導委員会
12	取組状況検討会② (アンケート結果集約・情報共有)	地区児童会	保護者アンケート② 学期末保護者会 (保護者懇談会) 町内パトロール	町内パトロール (平生町青少年育成センター)
1	全委員による会議② 第3回いじめ防止対策委員会	教育相談旬間③(全学年)	町内パトロール 参観日 個人懇談会(希望者)	町内パトロール (平生町青少年育成センター) 学校運営協議会
2	生徒指導上の課題集約 取組状況検討会③ (アンケート結果集約・情報共有)		PTA役員会 参観日 個人懇談会(希望者)	平生町生徒指導委員会
3		地区児童会	町内パトロール	中学校1日入学 町内パトロール (平生町青少年育成センター)

スクールカウンセラー(カウンセリング)

- |                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| ① 5月23日(水)・・・13:00～17:00 | ② 6月29日(金)・・・13:00～17:00  |
| ③ 10月3日(水)・・・13:00～17:00 | ④ 11月14日(水)・・・13:00～17:00 |
| ⑥ 12月6日(木)・・・8:30～12:30  | ⑦ 1月9日(水)・・・13:00～17:00   |
| ⑧ 2月7日(木)・・・8:30～12:30   |                           |

いじめ防止対策委員会

- |            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| ① 6月29日(金) | ② 7月25日(水) | ③ 1月9日(水) |
|------------|------------|-----------|